

ウ 保護司活動の理解の促進・関心の喚起

(7) 保護司活動インターンシップ

i 法務省の保護司活動インターンシップに関連する取組

法務省は、保護司適任者確保の推進、保護司活動に対する理解の促進等を図るため、地域住民等を対象に、保護司活動について体験する機会を提供する保護司活動インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）を平成 28 年度から推進している。

インターンシップの実施に当たって、法務省は、「「保護司活動インターンシップ」実施要領」（平成 28 年 3 月 31 日付け法務省保更第 22 号法務省保護局長通達）において、インターンシップの目的や、参加者、内容、対象となる活動などを示している。

具体的には、インターンシップの実施主体は保護司会であり、保護司活動に関心を有する地域住民や更生保護関係団体などの参加者に対し、保護司会が実施する会議・研修や犯罪予防活動などの保護司活動を体験する機会を提供することとされている。また、実施する際の手続については、インターンシップの参加希望者から書面による参加申込みを受けた上で、保護司会が選定した活動に参加させ、実施後には、活動結果報告を保護観察所に提出することとされており、保護司会は保護観察所から一定の実費弁償金の支給を受けることができるとされている。

〔インターンシップの概要〕

区分	内容
目的	インターンシップは、保護司会が地域住民又は地域の関係機関・団体に所属する者等に保護司活動を体験する機会を提供することにより、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司適任者を確保する間口の拡大を図るとともに、関係機関・団体との一層の連携強化を図ることを目的とする。
参加者	インターンシップの参加者は、保護司適任者の確保や保護司活動に対する理解の促進等を図る観点から、保護司活動に関心を有する地域住民のほか、地域の関係機関・団体に所属する者、更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係団体に所属する者として考えられる。
内容	インターンシップは、上記の参加者を保護司会が主体となって実施する活動等に保護司とともに参加させることによって、保護司活動を体験する機会を提供する。
対象となる活動	1 総会及び理事会、役員会 2 機能別専門部会 3 その他保護司組織が主体的に実施する会議 4 自主研修会（地域処遇会議を含む。） 5 関係機関・団体との連絡協議会（保護司会が実施主体のもの） 6 地域活動（社明運動等の犯罪予防活動）における行事
留意事項	・インターンシップは、保護観察対象者の情報等の個人情報を取り扱わない活動とすること。 ・会議や研修等の講師及び当該活動への出席・参加が当然に予定される者は対象としないこと。 ・実施については、可能な限り、参加者に活動の趣旨や内容を事前に伝えておくこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の選定に当たっては、参加者が保護司活動の魅力や意義を感じられるような活動を選定すること。また、参加者の関心分野や更生保護に対する知識・経験を考慮し、参加者の需要に応じた活動を選定するよう配慮すること。 ・活動時間については、参加者が当該保護司活動の本質的な部分を有意義に体験することができ、かつ、長時間に及ばないよう留意すること。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 「保護司活動インターンシップ」実施要領に基づき、当省が作成した。

また、インターンシップの運用に関して、法務省は、月刊誌「更生保護」を通じて保護司会に好事例等を周知している。

なお、インターンシップに関して、再犯防止推進計画では、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場にある国民が、実際に民間協力者として活動するようになることを促進するため、インターンシップなど、更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供を推進することとされている。

(最近の動向)

法務省は、平成 31 年の改訂後の基本的指針における「保護司活動を体験するための取組の推進」について、インターンシップに積極的に取り組み、保護司適任者確保につなげるよう努めることや、好事例の共有や実施に関するマニュアルを作成するなど、実施主体である保護司会に対して必要な支援を講ずることとしており、当該マニュアルは法務省において令和 2 年度中を目途に作成中とされている。

(保護観察所の保護司会に対する指導状況)

調査対象とした 17 保護観察所における保護司会に対するインターンシップの指導状況について調査したところ、2 保護観察所において、インターンシップの活用例や好事例を会議等で保護司会に対して示している一方で、その他の 15 保護観察所においては特段の指導を行っていなかった。

なお、活用例や好事例を示しているとしている 2 保護観察所管内の保護司会におけるインターンシップの参加者の中には、保護司に委嘱されている例がみられた。

表 3-(2)-ウ-(7)-① 調査対象保護観察所におけるインターンシップに関する保護司会への指導の状況

(単位：保護観察所)

区分	活用例や好事例を示している	特段の支援をしていない
保護観察所	2	15

(注) 保護観察所への実地調査による。

〔保護観察所の保護司会に対するインターンシップの指導の例〕

国民が漠然と抱いている保護司活動の大変さを払拭し、保護司の担い手を確保するため、保護司や保護司会において積極的にインターンシップの活用が図られるよう、協議会や管内保護司等代表者協議会の中で、これまでのインターンシップの活用例等の説明・周知を行っている。(函館保護

<p>観察所)</p> <p>※ 当該保護観察所管内の調査対象保護司会では、インターンシップ参加者 5 人について保護司に委嘱されている例がみられた。</p>
<p>管内の全ての保護司会のインターンシップの実績のほか、参加人数や行事の内容等についても把握している。また、法務省本省から提供を受けたインターンシップの具体的な実施方法等に係る好事例の情報を、保護司会へ提供しているほか、管内全ての保護司会の会長が参加する会議の席上、インターンシップを活用している保護司会から実施方法等を説明してもらうことがある。(富山保護観察所)</p> <p>※ 当該保護観察所管内の調査対象保護司会では、インターンシップ参加者 2 人について保護司に委嘱されている例がみられた。</p>

(注) 保護観察所及び保護司会への実地調査の結果による。

ii 保護司会におけるインターンシップの実施状況

調査対象とした 68 保護司会における平成 28 年 4 月から 30 年 10 月末までの間のインターンシップの実施状況を調査したところ、表 3-(2)-ウ-(7)-②のとおり、34 保護司会において実績(延べ 224 人が参加)があった一方、34 保護司会においては実績はなかった。

表 3-(2)-ウ-(7)-② 調査対象保護司会におけるインターンシップの実績

(単位：保護司会)

区分	実績あり	実績なし
保護司会	34	34

(注) 1 保護観察所への実地調査による。

2 調査対象 68 保護司会における平成 28 年 4 月から 30 年 10 月末までの実績の有無である。

インターンシップの実績がある 34 保護司会におけるインターンシップの参加者延べ 224 人について、その後の保護司への委嘱の状況をみると、8 保護司会で延べ 39 人の保護司候補者が参加し、そのうち 28 人が保護司に委嘱されていた。この 8 保護司会の中には、協議会で情報提供があった保護司候補者や、保護司の人脈で探した保護司候補者をインターンシップに参加させて委嘱につなげている例がみられた。

〔インターンシップに参加した保護司候補者が委嘱された例〕

- ・ 人脈で確保した保護司候補者 5 人が自主研修会に参加し、5 人とも保護司に委嘱。事例研究が非常に効果的であった。
- ・ 協議会で情報提供があり、委嘱を受けるか、ためらっていた者が、分区の定例会(年間行事予定の打合せ等)、啓発活動、研修会に参加し、「保護司の活動内容がよく分かった」として、その後委嘱された。
- ・ 保護司の知人が社明運動とその後の打合せ会議に参加し、委嘱された。
- ・ 研修・保護司会の雰囲気味わってもらうため、保護司会長が保護司になってほしいと思う意中の者を参加させ、委嘱につながった。

- ・ 現職の保護司が、保護司として適任と思われる者を社明運動に参加させ、平成30年度に2人委嘱された。
- ・ 人脈で見付けてきた参加者に対して、i) 社明運動への参加、ii) サポートセンターでの保護司についての説明を経て委嘱につながった。
- ・ 保護司候補者として情報提供があった者を参加させ、委嘱につながった。インターンシップは保護司活動の周知啓発につながると考えている。
- ・ 協議会で情報提供があった保護司候補者に対して、委嘱を受ける前に保護司活動に関する理解を深めてもらうため、インターンシップへの参加を呼び掛け、その後委嘱につながった。

(注) 保護司会への実地調査の結果による。

一方、インターンシップの実績がない34保護司会から、実施していない理由を聴取したところ、「候補者を確保できている」、「必要性を感じない」としているもの以外では、「参加を希望する者がいない・見付からない」、「実態が分かると敬遠されてしまう」、「どのようにしたらよいか分からない」などの理由が多く聴かれた。

〔インターンシップを実施していない理由（主なもの）〕

分類	理由
参加を希望する者がいない・見付からない (8 保護司会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司の委嘱について声を掛けても余り乗り気になってくれる人が少ない状況で、インターンシップに誘ったところで来てくれる人がいると思えない。また、インターンシップに参加したいという希望が寄せられていない。 ・ 保護司の候補者を見付けるのが難しいのと同じように、インターンシップの対象者（保護司の候補者となり得る人）を見付けるのが難しい。
候補者を確保できている (7 保護司会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司の人脈や保護司活動を行う中で人材情報を収集し、保護司候補者を確保していることから、改めてインターンシップを行う必要性を感じていない。 ・ 当面退任者がいないこと、保護司の人脈により候補者を確保できていることによる。
必要性を感じない (7 保護司会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司の業務を前向きに理解できている者（内定者など）でないと、インターンシップを実施しても担い手確保につながるとは思えないため、特に必要性を感じていない。 ・ 保護司の仕事を知ってもらうための対象者がおらず、必要性がない。
実態が分かると敬遠されてしまう (5 保護司会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司をやりたいと思っている者に保護司活動の実情を知ってもらうことによって、やる気がなくなってしまう可能性があることを危惧しているため。 ・ 研修や会議などのインターンシップに参加してもらった場で、例えば処遇の話が出てきた場合、保護司活動を理解してもらうどころか、大変な（難しい）仕事だと分かってしまい、かえって担い手確保の間口を狭めることになるのではないかと感じている。

<p>どのようにしたらよいか分からない (4 保護司会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップの対象者の選定や内容について、どのようにすれば候補者の発掘につながるかが分からない。 ・ どのような対象者にどのように呼び掛けを行うのか分からず、実施していない。また、保護司活動について、どこまで説明し体験させるのか分からない。
<p>その他 (6 保護司会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察事件を直接体験する訳ではなく、広報活動等の体験だけであるため、保護司業務の本質を理解してもらえるか疑問であり、実施には消極的である。 ・ 当保護司会の活動は、他の団体と共同（協働）して実施するケースが多く、体験活動をインターンシップとして位置付けるのか、又は他団体の活動として位置付けるのか、判断に迷うところである。 ・ インターンシップ制度は保護司活動に関して理解をしてもらうための活動であるが、当保護区では、広報誌を毎年 1 回発行しており、既に住民に保護司の活動内容は知ってもらえていると思う。

- (注) 1 保護司会への実地調査の結果による。
2 複数回答である。

また、調査対象とした保護司会から、インターンシップに関する意見・要望を聴取したところ、インターンシップを実施している保護司会と、実施していない保護司会との双方から、「具体的にどのような人を対象としてよいのか分からない」、「具体的な実施方法や他の保護司会における成功例について情報提供してもらいたい」などの意見・要望が聴かれた。

〔インターンシップに関する保護司会からの意見・要望〕

- ・ 処遇活動など具体的な保護司の仕事は見せられない中、どのような活動に参加してもらえばよいか分からない。
- ・ 具体的にどのような人を対象としてよいのか分からないので、対象者をより具体的に示してほしい。
- ・ 当初、「保護司活動インターンシップ」実施要領の趣旨に沿って、内定者以外で保護司活動に関心のある者をインターンとして受け入れようとしたが、保護観察所の意向で参加者を制限することになったので、参加者の定義を明確にしていきたい。
- ・ 保護司候補者を確保するための間口を広げる有効な方法の一つであると理解しており、他の保護司会が活用した事例、特に参加希望者を呼び込む方法などを明らかにしたものを提供していきたい。
- ・ インターンシップの運用に関するひな型のようなものが示されれば活用しやすくなるのではないか。
- ・ 保護観察所に具体的な実施方法や他の保護司会における成功例について情報提供してもらいたい。
- ・ 他の保護区におけるインターンシップの実施状況は分からないので、インターンシップの実施により候補者確保につながった例があれば教えてほしい。

(注) 保護司会への実地調査の結果による。